

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(24) 戸建・低層住宅地区（古江台6丁目（1））

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 広告物は自家用のみとする。		
(2) 表示面積の合計は1m ² 以下とする。		
(3) 広告物の取付位置は地盤面から3m以下とする。		
(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りではない。		